

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 南波建設株式会社
法人番号 : 2070001023917
業者の住所 : 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町452
- 2 指名停止の期間 : 令和8年1月7日～令和8年1月20日（2週間）
- 3 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区
- 4 事実概要

南波建設株式会社は、令和6年10月29日に吾妻郡東吾妻町大字原町内で施工された工事において、積載型トラッククレーンを用いて、荷の運搬業務を行わせるに際し、予め作業計画を定めず作業を行わせたことにより、作業員の男性が死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について、同社及び現場監督は労働安全衛生法及び労働安全衛生規則違反で書類送検され、中之条簡易裁判所からそれぞれ罰金の判決を受け、令和7年2月19日に同判決が確定した。

- 5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第1第8号（下記参照）に該当する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～7 省略 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	省略
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として2週間以上2か月以内

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)